

第 2 節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準

（液体燃料を使用する器具）

第 19 条 液体燃料を使用する器具の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から次に掲げる距離のうち、火災予防上安全な距離として消防長が認める距離以上の距離を保つこと。
ア 別表第 3 の左欄に掲げる種類等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる距離
イ 離隔距離基準により得られる距離
 - (2) 可燃性のガス又は蒸気が滞留するおそれのない場所で使用すること。
 - (3) 地震等により容易に可燃物が落下するおそれのない場所で使用すること。
 - (4) 地震等により容易に転倒又は落下するおそれのないような状態で使用すること。
 - (5) 不燃性の床上又は台上で使用すること。
 - (6) 故障し、又は破損したものを使用しないこと。
 - (7) 本来の使用目的以外に使用する等不適当な使用をしないこと。
 - (8) 本来の使用燃料以外の燃料を使用しないこと。
 - (9) 器具の周囲は、常に、整理及び清掃に努めるとともに、燃料その他の可燃物をみだりに放置しないこと。
 - (9) の 2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。
 - (10) 燃料漏れがないことを確認してから点火すること。
 - (11) 使用中は、器具を移動させ、又は燃料を補給しないこと。
 - (12) 漏れ、又はあふれた燃料を受けるための皿を設けること。
 - (13) 必要な知識及び技能を有する者として消防長が指定するものに必要な点検及び整備を行わせ、火災予防上有効に保持すること。
- 2 液体燃料を使用する移動式ストーブにあっては、前項に規定するもののほか、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用しなければならない。

○福山地区消防組合告示第 5 号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 5 日
福山地区消防組合告示第 5 号

福山地区消防火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 9 号及び第 19 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

1 ～ 2 （略）

3 条例第 19 条第 1 項第 13 号に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該器具の点検及び整備に関しこれと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

【解釈及び運用】

本条は、火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具（以下「火気器具」という。）のうち、灯油、ガソリン等の液体燃料を使用する火気器具の取扱いについて規定したものである。

なお、「**火を使用する器具**」とは、その使用に際して火災の発生に直接関連する器具であり、使用形態上、移動して使用することができるものをいい、移動式こんろ、移動式ストーブ等が該当する。

「**その使用に際し、火災の発生のおそれのある器具**」とは、そのものが直接火を使用するわけではないが、およそその使用が火災の発生源となる危険を持つものをいい、電気こたつ等があげられる。

1 離隔距離

液体燃料を使用する火気器具を設置する場合の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、次のとおりである。

(1) 条例別表第 3 に定める距離（表 1 9－1 参照）

(2) 「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成 14 年消防庁告示第 1 号）により得られる距離以上の距離

ただし、液体燃料を使用する火気器具が、（一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、防火性能が確保され安全性が高いものとなっていることから、当該器具に貼付されている（一財）日本燃焼機器検査協会名のラベルに記載の離隔距離として差し支えない。

表 1 9－1（条例別表第 3 抜粋）

種 類					離 隔 距 離（単位センチメートル）			
					入 力	上 方	側 方	前 方
移 動 式 ス ト ー ブ	液 体 燃 料	不 燃 以 外	開 放 式	放 射 型	7ｷﾜｯﾄ以下	100	50	100
				自 然 対 流 型	7ｷﾜｯﾄを超え 12ｷﾜｯﾄ以下	150	100	100
					7ｷﾜｯﾄ以下	100	50	50
				強 制 対 流 型	温風を前方向に 吹き出すもの	12ｷﾜｯﾄ以下	100	15
					温風を全周方向 に吹き出すもの	7ｷﾜｯﾄを超え 12ｷﾜｯﾄ以下	100	150
						7ｷﾜｯﾄ以下	100	100
		不 燃	開 放 式	放 射 型	7ｷﾜｯﾄ以下	80	30	—
				自 然 対 流 型	7ｷﾜｯﾄを超え 12ｷﾜｯﾄ以下	120	100	—

	液体燃料	不燃	開放式	自然対流型		7ｷﾎﾜｯﾄ以下	80	30	－	30
				強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12ｷﾎﾜｯﾄ以下	80	5	－	5
					温風を全周方向に吹き出すもの	7ｷﾎﾜｯﾄを超え 12ｷﾎﾜｯﾄ以下	80	150	－	150
						7ｷﾎﾜｯﾄ以下	80	100	－	100
						移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外		
不燃			6ｷﾎﾜｯﾄ以下	80	0			－	0	

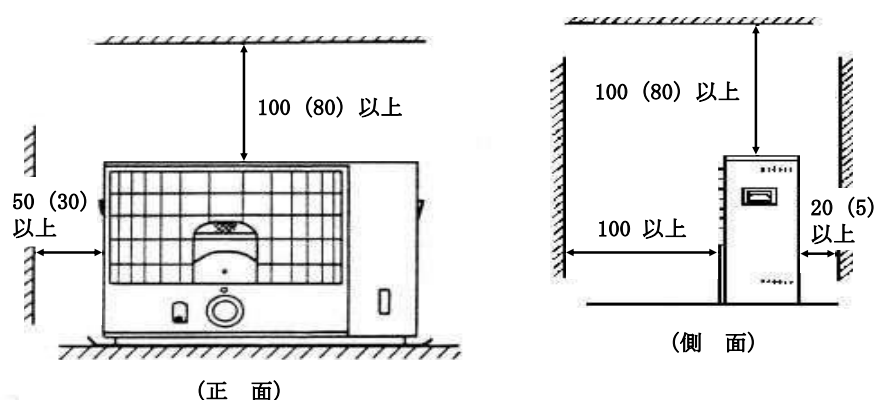
備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

2 設置例

(1) 移動式ストーブと建築物等との離隔距離の例（単位：cm）

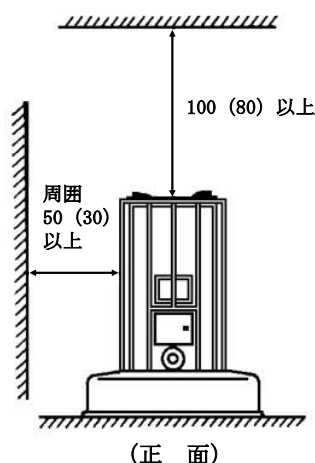
ア 開放式・放射型（7キロワット以下）



(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

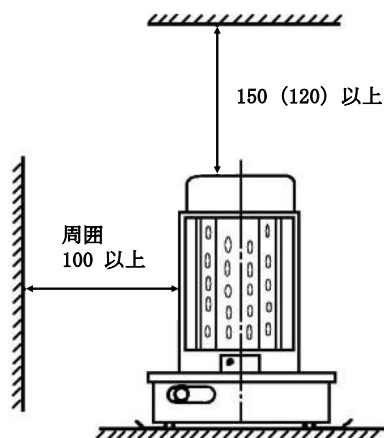
イ 開放式・自然対流型（7キロワット以下）



(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

ウ 開放式・自然対流型（7キロワットを超え 12 キロワット以下）

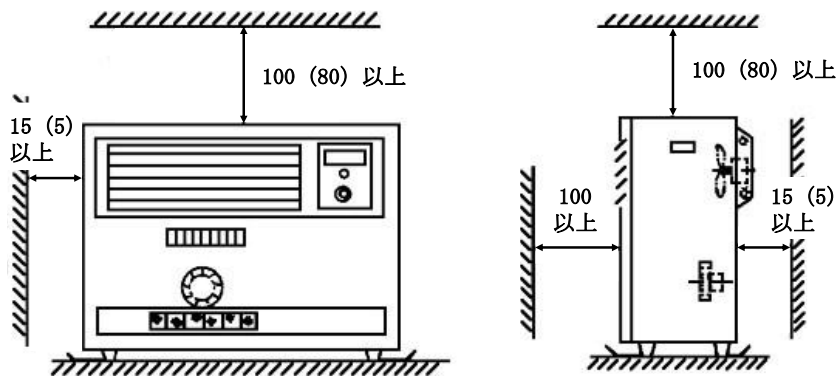


（正 面）

（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

エ 開放式・強制対流型（温風を前方向に吹き出すもので、12 キロワット以下）



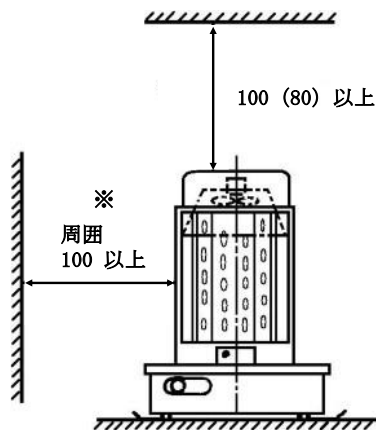
（正 面）

（側 面）

（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

オ 開放式・強制対流型（温風を全周方向に吹き出すもの）



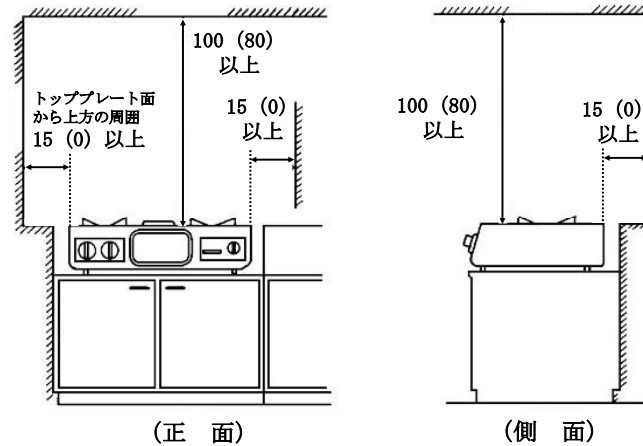
（正 面）

※の離隔距離は、入力が 7 キロワット以下のものであり、入力が 7 キロワットを超え 12 キロワット以下のものは、周囲 150cm 以上とする。

（注）（ ）内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

(2) 移動式こんろ（６キロワット以下）と建築物等との離隔距離の例（単位：cm）



(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

3 第１項

(1) 第２号

火気器具が火源となって、可燃性ガス又は蒸気に引火することを防止するための規定である。この規定の趣旨に基づいて、火気器具の使用中に、引火するおそれのある可燃性のガス又は蒸気を出す物品を取り扱うことは避ける必要がある。

(2) 第３号

平常時のみではなく、地震が発生した場合の可燃物の落下をも含めた規制であり、振動により容易に可燃物が落下するおそれがある場所も、当然避けなければならない。

(3) 第４号

地震動等による器具の転倒又は落下を防止するための規定であり、火気器具を傾斜させて使用することにより、異常燃焼する場合もあるため、注意すること。

(4) 第５号

火気器具の使用に際し、下部への伝熱等による火災発生危険を排除しようとする規定であり、木造の床上、畳上等で使用するときは、火災発生危険を排除することのできる不燃性の台の上で使用しなければならない。

(5) 第６号

火気器具は、火災原因の実態からみれば、清掃が不十分であったり、故障、破損のままの使用により出火するものが相当多いため、故障したものや破損したものは使用しないよう特に規定したものである。

(6) 第７号

火気器具は、炊事、暖房等特定の用途に使用するように造られており、通常機能上他の器具の代用として用いることは想定されていないため、そのような予想されていない使用方法をした場合、当然火災危険が生ずるため、目的以外の使用等、不適当な使用を禁止したものである。

(7) 第８号

構造上、本来予想され、限定された使用燃料以外の燃料を使用することを禁止し、器具の安全度を超えた使用がなされることを禁止する規定である。灯油を使用することを前提とした石油こんろやストーブにガソリンを使用することなどは、本号の規定に抵触するものである。

(8) 第 9 号

器具が正常であっても、火災発生の危険を生じさせる結果となるため、周囲の整理清掃と燃料やその他の可燃物をみだりに放置することを禁止したものである。

(9) 第 9 号の 2

一定の場所に多数の人が集まる催しにおいて、火災が発生した場合に初期消火が極めて重要であることから、火気器具を使用する者に対して、消火器の準備を義務付けたものである。

ア 「**祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し**」とは、一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示される祭礼、縁日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものである。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合（近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど）、主催者が名簿等で参加者を確認できる場合は対象外である。

イ 消火器について

(7) 消火器は、原則として火気器具ごとに火気器具を使用する者が 1 本以上準備すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合で、火気器具の各部分から一の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となるように準備するときは、複数の火気器具に対して 1 本の消火器を準備することで足りるものとする。

a 露店等において、使用者が同一である複数の火気器具に対して消火器を準備する場合

b 隣接する露店等において、使用者が異なる複数の火気器具に対して消火器を準備する場合で、当該使用者が共同で消火器を準備し、互いに協力して初期消火を行うことができるとき

(i) 設置する場所は、火災時に速やかに使用できる場所で、火気器具の各部分から一の消火器に至る歩行距離が 20m 以下となる場所とすること。

(ii) 準備する消火器は、検定品の ABC 粉末消火器で A 火災に対する能力単位が 1 以上のものとする。

(iii) 消火器は、腐食若しくは破損があるもの又は使用期限が経過しているもの等不適切な消火器は準備しないこと。

(10) 第 11 号

使用中における器具の移動や燃料の補給は、器具の転倒や燃料の漏えい、又は漏れを生じた燃料への引火による火災の発生のおそれとなることから、これを禁止したものである。

(11) 第 12 号

液体燃料が、床又は畳等の上に漏出すると、浸透拡大して出火した際、大きな炎となるため、漏油を他に染み込ませたり拡がらせたりしないために、皿を設けることを規定したものである。

なお、漏油は、燃料の補給又は器具の移動の際に生じることが多いが、皿の上の漏油は、前号の規定の趣旨からも、常に拭き取っておく必要がある。

(12) 第 13 号

点検及び整備について、器具の機能等について熟知した者に行わせることを規定したものであり、「**必要な知識及び技能を有する者**」として、本号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者の指定」（平成 4 年福山地区消防組合告示第 5 号）によ

り、(一財)日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けたものが指定されている。

4 第2項

移動式ストーブについて、地震等により自動的に消火する装置又は自動的に燃料の供給を停止する装置を設けたものを使用することを規定したものである。

「**燃料の供給を停止する装置**」とは、燃料の燃焼部への供給を遮断することによって消火するもので、しん式燃焼器具以外に使用されている。